

蕨市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 執行準備（第3条・第4条）

第3章 一般競争入札（第5条—第14条）

第4章 指名競争入札（第15条—第18条）

第5章 入札の執行

第1節 指名競争入札及び事前審査型一般競争入札（第19条—第37条）

第2節 事前提出事後審査型一般競争入札（第38条—第43条）

第6章 随意契約（第44条）

第7章 契約保証金及び前払金（第45条—第47条）

第8章 雑則（第48条・第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、同工事に係る設計、調査及び測量業務並びに土木施設維持管理業務の契約に係る入札及び契約の事務取扱について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建設工事等 本市が発注する建設工事、同工事に係る設計、調査及び測量並びに土木施設維持管理業務をいう。
- （2）その他の建設工事等 建設工事を除く建設工事等をいう。
- （3）設計図書等 設計図面、仕様書及び特記仕様書をいう。
- （4）予算所管課 対象となる建設工事等に係る予算を所掌する課をいう。
- （5）工事等所管課 対象となる建設工事等を所掌する課をいう。
- （6）委員会 蕨市建設工事請負業者等審査委員会設置要綱（平成20年蕨市要綱第4号）に定める蕨市建設工事請負業者等審査委員会をいう。
- （7）対象工事 一般競争入札により契約を締結しようとする建設工事をいう。

- (8) 契約規則 蕨市契約規則（昭和45年蕨市規則第41号）をいう。
- (9) 入札参加希望者 入札に参加を希望する者をいう。
- (10) 入札参加資格者 入札に参加する資格があると認められた者をいう。
- (11) 事前審査型一般競争入札 入札参加資格の確認を入札前に行う方式をいう。
- (12) 事前提出事後審査型一般競争入札 入札前に提出された入札参加資格確認資料等を基に、入札後に落札候補者の入札参加資格の審査を行い、落札者を決定する方式をいう。
- (13) 電子入札 埼玉県電子入札共同システムで処理する入札手続及び入開札事務をいう。

第2章 執行準備

(設計図書等の作成)

第3条 予算所管課の長は、建設工事等を執行しようとするときは、設計図書等を作成し、設計金額を算出しなければならない。この場合において、予算所管課において設計図書等の作成が困難なときは、工事等所管課を定め、当該建設工事等を依頼するものとする。

2 前項の場合において、予算所管課と工事等所管課が異なるときは、予算の執行に係る手続において、工事等所管課の長の合議を経なければならない。

(執行方法等の決定)

第4条 建設工事等に係る契約方法及び指名業者の選定その他必要な事項については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により決定するものとする。

- (1) 設計金額が10万円以下の建設工事又は5万円以下のその他の建設工事等 予算所管課の長が決定する。
- (2) 前号を除く設計金額が100万円以下の建設工事等 契約事務を所掌する課の長が決定する。
- (3) 設計金額が100万円を超え200万円以下の建設工事等 総務部長が決定する。
- (4) 設計金額が200万円を超える建設工事等 副市長が決定する。ただし、一般競争入札又は総合評価方式により執行する建設工事及び500万円以上のその他の建設工事等に関して委員会が所掌する事項等については、委員会の審議を経た上で決定する。

第3章 一般競争入札

(対象工事)

第5条 一般競争入札の対象は、原則として設計金額が1,000万円以上の建設工事とする。

ただし、委員会において、建設工事の性質、目的その他特別の事情により一般競争入札に適さないと認めた場合は、この限りでない。

(参加資格)

第6条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により、対象工事に応じ、委員会の審議を経た上で、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）として、次の各号に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 対象工事に対応する業種区分に関する事項
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する審査をいう。）の総合評定値の区分に関する事項
- (3) 営業所等の所在地に関する事項
- (4) 一定基準を満たす同種、類似工事の施工実績に関する事項
- (5) 対象工事に配置予定の技術者に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(入札の公告)

第7条 入札の公告（以下「公告」という。）は、前条で定めた事項のほか、次に掲げる事項を記載した公告文（様式第1号及び様式第2号）により行うものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第3号）及び一般競争入札参加資格等確認資料（様式第4号。以下「確認申請書等」という。）の提出に関する事項
- (2) 資格確認を行う時期又は確認方法
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 違約金の取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(参加資格の確認申請)

第8条 入札参加希望者は、所定の期日までに、確認申請書等を市長に提出しなければならない。

(参加資格の有無の確認)

第9条 市長は、入札参加希望者が明らかに参加資格がないと認める場合を除き、前条の確認申請書を受理するものとする。

2 市長は、前項の確認申請書に基づき入札参加希望者一覧表（様式第5号）を作成する

ものとする。

3 市長は、入札参加希望者の参加資格について、総務部長に審査させることができる。

4 市長は、前項の結果について、入札参加資格者については一般競争入札（事前審査型）参加資格等の確認結果通知書（様式第6号）により、参加資格がないと認めた者については、その理由を付して一般競争入札（事前審査型）参加資格等の確認結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

5 参加資格がないと認められた者は、市長に対し、通知を受けた日から起算して2日（蕨市の休日を定める条例（平成元年蕨市条例第35号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、その理由について書面により問い合わせることができる。

（現場説明会）

第10条 現場説明会は、実施しない。

（設計図書等）

第11条 市長は、設計図書等を入札参加希望者又は入札参加資格者に閲覧させ、又は貸与するものとする。

2 入札参加希望者又は入札参加資格者は、設計図書等に質疑があるときは、市長に対し、書面により質問することができる。

（入札保証金）

第12条 入札保証金の納付及び免除については、契約規則第3条及び第4条の規定によるものとし、契約規則第3条第2項第3号を適用する場合は、委員会に諮り決定するものとする。

（入札参加希望者等への周知）

第13条 市長は、入札参加希望者又は入札参加資格者及び請負者が守らなければならない事項について、競争入札参加者心得（様式第8号）により周知するものとする。

（適用除外）

第14条 事前提出事後審査型一般競争入札を行う場合にあつては、第9条の規定は、適用しない。

第4章 指名競争入札

（指名及び入札の通知）

第15条 第4条の規定に基づき、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、指

名業者選定調書（様式第9号）を作成した上で、指名業者に対し、入札に指名された旨及び対象工事名、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を通知しなければならない。

（設計図書等）

第16条 市長は、設計図書等を指名業者に閲覧させ、又は貸与するものとする。

2 指名業者は、設計図書等に関し質疑があるときは、市長に対し、文書をもって質問することができる。

（現場説明会）

第17条 現場説明会は、原則として実施しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（指名業者等への周知）

第18条 市長は、指名業者及び請負者が守らなければならない事項について、競争入札参加者心得（様式第8号）により周知するものとする。

第5章 入札の執行

第1節 指名競争入札及び事前審査型一般競争入札

（予定価格書）

第19条 予定価格の決定は、蕨市事務決裁規則（平成7年蕨市規則第46号）第4条の規定により行う。

2 工事等所管課長又は予算所管課長は、前項の規定に基づき作成された予定価格書を入札を執行する場所において、開札のときに開封するものとする。

（入札執行者等）

第20条 入札執行者は、契約事務を所掌する課の長又は当該課の長が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札を執行するに当たって、契約事務を所掌する係の職員にその執行を補助させることができる。

（入札の準備）

第21条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるよう、執行場所の選定並びに入札執行者及び入札参加者の配置について、十分配慮するものとする。

（立会人）

第22条 入札執行者は、契約事務に関係しない職員をもって立会人としなければならない。

（入札の執行）

第23条 入札執行者は、公告又は通知した時間になったとき、入札の開始を告げ入札参加者を順次入室させ、当該入札の件名及び入札参加者名を読み上げて、確認を行うものとする。

- 2 前項の確認後の入札参加は、認めないものとする。
- 3 入札参加者の入札執行途中での退室は、認めないものとする。
- 4 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名の上、封書にして提出させるものとする。
- 5 事前審査型一般競争入札において、入札参加者から、入札前に第9条第4項に規定する参加資格があると認めた旨の確認通知書（以下「確認通知書」という。）の写しの提出を求め、確認後入札室に入室させなければならない。
- 6 確認通知書を受けた者であっても、入札時において参加資格のない者は、入札に参加することができない。
- 7 入札参加者の数が1人以下であるときは、入札を中止する。この場合において、入札を中止した事前審査型一般競争入札については、委員会に諮り契約規則第4章に規定する随意契約により行うことができ、入札を中止した指名競争入札については、特別な場合を除き、指名基準に基づいて再度指名の上、入札を実施するものとする。

（見積書の提出）

第24条 入札参加者は、入札時に本工事費内訳書に沿った見積書を提出しなければならない。

（代理人による入札）

第25条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、入札執行者は、入札前に委任状により代理人であることを確認しなければならない。

（入札の辞退）

第26条 入札執行者は、指名を受けた者が入札を辞退する旨を申し出たときは、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参させる。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。
- 2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを行わないものとする。
 - 3 事前審査型一般競争入札の場合においては、確認通知書を受けた後であっても、入札

を辞退することができる。

(入札書の書換え等の禁止)

第27条 入札執行者は、入札参加者が一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の中止等)

第28条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札執行者は、入札の執行以前に連合等の情報が寄せられたものについて入札を執行するときは、入札前に入札参加者から誓約書を提出させ、開札の結果不正が行われたと判断したときは、開札の後でも入札を中止することができる。

(開札)

第29条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

2 前項の開札の場合において、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開札し、その適否の審査を行わなければならない。

4 審査の結果は、順次その入札参加者名及び入札価格を発表するものとする。ただし、無効な入札については、その入札価格を公表しないものとする。

(入札の無効)

第30条 入札は、次の各号のいずれかに該当するときは、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(3) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(4) 記載事項を訂正した入札書による入札

(5) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札

(6) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(7) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした

入札

- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 郵便、電報及びファクシミリによる入札
- (10) 設計金額を事前公表している場合において、当該公表している金額を超えた入札
- (11) 公告に示す事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第31条 入札執行者は、予定価格の110分の100の価格以下で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の110分の100の価格以下で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したもの）を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第32条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは直ちに、当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

2 前項により落札者を決定したときは、その入札書にくじを引いた結果落札した旨を落札者に記載させ、記名させるものとする。

3 第1項によりくじを引くに当たり、当該入札をした参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第33条 入札執行者は、初度入札において落札者がいないときには、当該入札場所において直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格の110分の100を下回らない価格をもって入札した者）に限る。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、再度入札に参加することができる者がいないときは、行わないものとする。

4 再度入札は、1回を原則とする。

(不調時の取扱い)

第34条 事前審査型一般競争入札の場合において、再度入札によっても落札者がいないとき、又は前条第3項の規定によるときは、入札を打ち切り、改めて入札の再公告をした上で、

事前審査型一般競争入札に付するものとする。ただし、事前審査型一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができるものとする。

- 2 入札執行者は、指名競争入札の場合において、再度入札によっても落札者がいないとき、又は前条第3項の規定によるときには、入札を打ち切り、改めて原則として当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。
- 3 前2項による随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札で無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。
- 4 第1項ただし書及び第2項ただし書の規定により、随意契約の方法による契約の締結を行おうとするときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き、当該入札場所において直ちに、前項の規定により随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が予定価格以下の価格で適当と認められたときは、当該見積をした者を契約の相手方とするものとする。
- 5 前項の場合において、同額の見積書が提出された場合は、くじ引によって契約の相手方を決定するものとする。この場合において、くじ引の方法は、第32条の規定を準用するものとする。

(落札結果等の発表)

第35条 入札執行者は、落札者を決定した場合及び前条第4項の規定により契約者を決定した場合は、当該入札場所において入札参加者にその旨を発表する。

(入札結果等の記録)

第36条 入札執行者は、建設工事等の入札を行ったときは入札調書（様式第10号）を作成しなければならない。

(契約の確定)

第37条 契約は、市長と契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

第2節 事前提出事後審査型一般競争入札

(参加資格要件)

第38条 第8条に定める確認申請書等を所定の期日までに提出しない者は、入札に参加できない。

(開札)

第39条 事前提出事後審査型一般競争入札においては、入札執行者は、予定価格の110分の100の価格以下で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の110分の100の価格以下で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したもの）から落札候補者を決定し、かつ、後日次条第1項の規定により落札者が決定するまで、順に入札参加資格の審査を行い、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上いるときは、落札候補者の決定を保留した上で、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

（参加資格要件の確認）

第40条 市長は、第8条の規定により提出された確認申請書等について、公告に示す参加資格の要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認することができるまで行うものとする。この場合において、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

2 市長は、前項の参加資格について、総務部長に審査させることができる。

3 前2項の参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して2日（市の休日を除く。）までに行わなければならない。

4 参加資格要件の審査結果は、事前提出事後審査型一般競争入札資格審査結果調書（様式第11号）により取りまとめるものとする。

（落札決定の通知等）

第41条 市長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の審査の結果、当該審査対象者が参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して事前提出事後審査型一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第12号）によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

（不調時の取扱い）

第42条 事前提出事後審査型一般競争入札の結果、落札決定者がいないときは、改めて入札の公告を行うものとする。ただし、事前提出事後審査型一般競争入札に付すことができないときは、委員会に諮り随意契約により行うことができる。

(指名競争入札及び事前審査型一般競争入札の準用)

第43条 第19条から第22条まで、第23条第7項、第24条、第25条、第27条から第30条まで、第33条、第36条及び第37条の規定は、事前提出事後審査型一般競争入札の場合に準用する。この場合において、「事前審査型一般競争入札」とあるのは「事前提出事後審査型一般競争入札」と、「落札者」とあるのは「落札候補者」と読み替えるものとする。

第6章 随意契約

(随意契約の相手方の決定)

第44条 令第167条の2第1項第1号及び第4条の規定に基づき、随意契約を締結しようとする場合は、見積執行者は、できる限り複数の見積書提出業者を定め、見積書提出期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 見積執行者は、執行する予算の制限の範囲内で、最低の見積を提示したものを随意契約の相手方として決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、見積書提出業者が1人の場合は、執行する予算の制限の範囲内での見積であることを確認した上で、契約の相手方として決定することができる。

第7章 契約保証金及び前払金

(契約保証金の取扱い)

第45条 契約規則第3条に規定する契約保証金等の取扱いについては、請負契約に係る履行保証等取扱要領によるものとする。

2 市長は、前項の規定について、入札参加者にあらかじめ周知しなければならない。

(前金払)

第46条 令附則第7条の規定に基づく公共工事の前金払は、次の各号のいずれにも該当する契約を締結した場合に限り、請負契約者の請求により支払うものとする。

(1) 建設工事に係る請負契約

(2) 設計金額が500万円以上で契約工期が2月以上

2 前払金の額は、契約金額の100分の40に相当する額とし、その限度額を1億円とする。ただし、算出した前払金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、その工事の性質上その他特に必要があると認めるときは、前金払をしないこと、又は前払金の額を減額することができる。

(2年度以上にわたる契約における前金払)

第47条 継続費に係る請負契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対する額とする。

2 繰越明許費（事故繰越を含む。）に係る翌年度にわたる請負契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額に対する額とする。

3 債務負担行為に係る請負契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の出来高予定額に対する額とする。

第8章 雑則

(電子入札)

第48条 電子入札により入札を行う場合の必要な事項については、蕨市公共工事等電子入札運用基準及び蕨市公共工事等電子入札運用要領によるものとする。

(委任)

第49条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(蕨市建設工事請負一般競争入札実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 蕨市建設工事請負一般競争入札実施要綱（平成6年蕨市要綱第19号）

(2) 蕨市抽選型競争入札試行要綱（平成13年蕨市要綱第40号）

(3) 蕨市建設工事等参加意思確認型指名競争入札実施要綱（平成15年蕨市要綱第1号）

附 則（平成20年3月28日要綱第48号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月7日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月18日要綱第9号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第2号及び様

式第12号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月7日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、様式第8号中15の項を16の項とし、14の項の次に1項を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月6日要綱第9号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年11月10日要綱第41号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月17日要綱第33号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和3年11月9日要綱第45号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日要綱第45号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）（事前審査型標準例）

蕨市告示第 号
年 月 日

下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき告示する。

蕨市長



記

1 入札対象工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 設計金額
- (5) 工事概要

円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(6) 適用 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時
- (2) 入札場所

3 入札に参加できる者の形態

企業単体とする。

4 入札に参加できる者に必要な資格

入札に参加できる者は、年度蕨市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 年度蕨市指名競争入札資格審査申請時に用いた経営事項審査の 工事に係る総合評定値が 点以上の者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者については、手続開始決定の通知後に、経営事項再審査を受け、蕨市指名競争入札参加再審査申請の提出を行った者に限るものとし、この場合において総合評定値は再審査のものによるものとする。）
- (2) 告示の日から入札の日までの期間に、蕨市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 契約の締結日にかかわらず 年 月 日から告示の日までの間に、上下水道施設のいずれかの施設において、請負契約金額が 円以上の電気設備工事を、元請として完成させた実績を有する者。ただし、その施工実績が特定建設工事共同企業体によるものである場合は、代表構成員として請負ったものに限る。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を有する者で、上下水道施設のいずれかの施設における電気設備工事において、主任技術者又は監理技術者として従事した経緯を有する者を、専任の監理技術者として配置できる者

5 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）に必要書類を添えて、持参により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の提出

- ア 提出先 蕨市役所 部 課 係
- イ 受付日時 年 月 日（ ） 時 分（必着）

ウ 受付時刻 午前 時から午後 時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第3号）

イ 一般競争入札参加資格等確認資料（様式第4号）

ウ 施工実績を証明する契約書・工事概要の写し

エ 本工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証書の写し及び監理技術者資格者証の写し並びに工事経歴を証するもの。なお、監理技術者資格者証の交付が平成16年3月1日以降のものにあつては、監理技術者講習終了証の写しも併せて提出のこと。

(3) 確認申請書の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、確認申請書を受理しない。

(4) 入札参加資格の確認通知

ア 入札参加資格の確認は、 年 月 日（ ）までに通知する。

イ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を明示する。

(5) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、 年 月 日（ ）までに、総務部財政課契約係へ入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

6 現場説明会

開催しない。

7 設計図書等の貸与

入札参加資格を有する者には、次により設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）を貸与する。ただし、貸与部数に限りがあるため、入札参加資格の確認通知書に貸与場所及び日時等を記載し指定する。

(1) 貸与期間及び返却方法

貸与日1日限りとし、 時までに持参の上、返却すること。

8 設計図書等に関する質問応答

入札参加資格の確認通知書と併せて交付する入札参加及び施工上の注意事項に記載し指定する。

9 入札に関する注意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 分に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の執行等は、蕨市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱（平成20年蕨市要綱第5号）の規定による。

(3) この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 特記事項

この工事の請負契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法（明治40年法律第45号）による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を請求することができるものとする。ただし、市に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事完成後も同様とする。

11 最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における再度入札に参加すること及び落札者がなかった場合において随意契約の相手となることはできない。）

12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。

13 入札保証金及び契約保証金

蕨市契約規則（昭和45年蕨市規則第41号）及び請負契約に係る履行保証等取扱要領の規定による。

14 支払条件

(1) 前金払する。なお、その額は契約金額の40パーセント以内で1億円を限度額とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 部分払しない。

15 契約条項等の閲覧

蕨市契約規則、蕨市建設工事請負契約約款、蕨市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱等については、蕨市ホームページ及び 部 課 係において閲覧することができる。

16 契約の時期

この工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蕨市条例第19号）の定めるところにより市議会の議決に付さなければならない契約に該当するので、工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後にこれを本契約とする。

17 その他

(1) 申請手続に関する様式については、蕨市所定のものを使用すること。

(2) 提出された確認申請書等は返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、この告示、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18 問合せ

蕨市役所 部 課 係 電話番号

様式第2号（第7条関係）（事前提出事後審査型標準例）

蕨市告示第 号
年 月 日

下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき告示する。

蕨市長 印

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 設計金額 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (5) 工事概要

(6) 適用 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札日時及び場所

(1) 入札日時 年 月 日（ ）午前・午後 時

(2) 入札場所

3 入札に参加できる者の形態

企業単体とする。

4 入札に参加できる者に必要な資格

入札に参加できる者は、年度蕨市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 年度蕨市指名競争入札資格審査申請時に用いた経営事項審査の 工事に係る総合評定値が 点以上の者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者については、手続開始決定の通知後に、経営事項再審査を受け、蕨市指名競争入札参加再審査申請の提出を行った者に限るものとし、この場合において総合評定値は再審査のものによるものとする。）
- (2) 告示の日から入札の日までの期間に、蕨市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 契約の締結日にかかわらず 年 月 日から告示の日までの間に、上下水道施設のいずれかの施設において、請負契約金額が 円以上の電気設備工事を、元請として完成させた実績を有する者。ただし、その施工実績が特定建設工事共同企業体によるものである場合は、代表構成員として請負ったものに限る。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を有する者で、上下水道施設のいずれかの施設における電気設備工事において、主任技術者又は監理技術者として従事した経緯を有する者を、専任の監理技術者として配置できる者

5 入札参加資格申請書の提出（事前提出事後審査型）

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）に必要書類を添えて、郵送により提出しなければならない。

(1) 確認申請書の提出

ア 提出先 蕨市役所 部 課 係

イ 受付日時 年 月 日（ ） 時 分（必着）

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第3号）

- イ 一般競争入札参加資格等確認資料（様式第4号）
 - ウ 施工実績を証明する契約書・工事概要の写し
 - エ 本工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証書の写し及び監理技術者資格者証の写し並びに工事経歴を証するもの。なお、監理技術者資格者証の交付が平成16年3月1日以降のものにあっては、監理技術者講習終了証の写しも併せて提出のこと。
- (3) 確認申請書の受理
確認申請書を受理した場合は、申請者に対しFAXにて通知する。
- (4) 入札参加資格確認
入札参加資格の確認は、開札後、落札候補者についてのみ行う。
- 6 現場説明会
開催しない。
- 7 設計図書等の貸与
入札参加資格を有する者には、次により設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）を貸与する。ただし、貸与部数に限りがあるため、入札参加資格の確認通知書に貸与場所及び日時等を記載し指定する。
- (1) 貸与期間及び返却方法
貸与日1日限りとし、までに持参の上、返却すること。
- 8 設計図書等に関する質問応答
入札参加資格の確認通知書と併せて交付する入札参加及び施工上の注意事項に記載し指定する。
- 9 入札に関する注意事項
- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分のに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の執行等は、蕨市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱（平成20年蕨市要綱第5号）の規定による。
- (3) この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 10 特記事項
この工事の請負契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法（明治40年法律第45号）による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を請求することができるものとする。ただし、市に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事完成後も同様とする。
- 11 最低制限価格
設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における再度入札に参加すること及び落札者がなかった場合において随意契約の相手となることはできない。）
- 12 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同額の入札をしたものが2人以上いるときは、落札候補者の決定を保留した上で、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。
- (3) 当該落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。なお、落札者が決定したときは、他の入札参加者の審査は行わない。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、その者を失格とし、次に低い価格をもって申込みをした者を落札候補者として審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

(5) 落札候補者の入札参加資格審査の結果については、 年 月 日 () までに、通知するものとする。

(6) 落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに疑義があるときは、 年 月 日 () までに、その理由について書面にて問い合わせることができる。

13 入札保証金及び契約保証金

蕨市契約規則（昭和45年蕨市規則第41号）及び請負契約に係る履行保証等取扱要領の規定による。

14 支払条件

(1) 前金払する。なお、その額は契約金額の40パーセント以内で1億円を限度額とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 部分払しない。

15 契約条項等の閲覧

蕨市契約規則、蕨市建設工事請負契約約款、蕨市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱等については、蕨市ホームページ及び 部 課 係において閲覧することができる。

16 契約の時期

この工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蕨市条例第19号）の定めるところにより市議会の議決に付さなければならない契約に該当するので、工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後にこれを本契約とする。

17 その他

(1) 申請手続きに関する様式については、蕨市所定のものを使用すること。

(2) 提出された確認申請書等は返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、この告示、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18 問合せ

蕨市役所 部 課 係 電話番号

様式第3号 (第7条関係)

一般競争入札 (事前審査型) 参加資格等確認申請書
(事前提出事後審査型)

年 月 日

蕨市長あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記工事の一般競争入札 (事前審査型・事前提出事後審査型) に参加したいので、一般競争入札参加資格等確認資料を添えて、入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日等

年 月 日蕨市告示第 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 連 絡 先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

様式第4号 (第7条関係)

一般競争入札 (事前審査型) 参加資格等確認資料
(事前提出事後審査型)

商号又は名称

1 対象工事に対応する業種に係る 年度経営事項審査の総合評定値

2 対象工事に対応する業種に係る最近の許可(登録)年月日

3 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けた営業所等の所在地

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

| | | |
|-----------------------|-------|------------------|
| 工 事 名 称 等 | 工事名称 | |
| | 発注機関名 | |
| | 施工場所 | |
| | 契約金額 | |
| | 工期 | 年 月 ~ 年 月 |
| | 受注形態等 | 単体/共同企業体(出資比率 %) |

(注) 1 過去 年間の同種、類似工事の施工実績について記入すること。

2 共同企業体による施工の場合は、出資比率 %以上の工事に限る。

5 当該工事に配置予定の技術者

| | | |
|-------------------------------|-------|-----------|
| 技術者区分 | | |
| 従事予定者名 | | |
| 所属会社名 | | |
| 生年月日(年齢) | | |
| 最終学歴 | | |
| 法令による免許 (取得年月日) (登録番号等) | | |
| 現在の 受注 工事 | 工事名 | |
| | 施工場所 | |
| | 工期 | 年 月 ~ 年 月 |
| | 従事役職 | |
| 従 事 実 績 | 工事名 | |
| | 発注機関名 | |
| | 施工場所 | |
| | 契約金額 | |
| | 工期 | 年 月 ~ 年 月 |
| | 従事役職 | |

様式第6号 (第9条関係)

蕨第 号
年 月 日

様

蕨市長 印

一般競争入札（事前審査型）参加資格等の確認結果通知書

先に申請のあった下記工事の一般競争入札参加資格等確認申請について、参加資格があると確認されたので通知します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所

(2) 日時 年 月 日 時 分

5 入札保証金の取扱

免除する。／見積もった契約希望金額の100分の5を納付すること。

(ただし、保険会社との間に蕨市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、免除する。)

6 落札した場合の契約保証金の取扱

免除する。／契約金額の100分の10を納付すること。

(ただし、保険会社等との間に蕨市を被保険者とする履行保証保険契約又は履行保証契約を締結した場合は、免除する。)

様式第7号 (第9条関係)

蕨第 号
年 月 日

様

蕨市長 印

一般競争入札（事前審査型）参加資格等の確認結果通知書

先に申請のあった下記工事の一般競争入札参加資格等確認申請について、参加資格がないと確認されたので通知します。

記

1 公告年月日等
年 月 日蕨市告示第 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 参加資格がないと認めた理由

5 そ の 他
参加資格の有無の再確認を求められます。

(1) 再確認申請先

(2) 受付期間
年 月 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 受付時間
時から 時まで

(注意)

この通知書に疑義がある場合は、蕨市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱第9条第5項の規定により、この通知を受けた日から起算して2日以内（市の休日は除く。）に、書面にてその理由を問い合わせることができます。

様式第8号（第13条関係）（標準例）

蕨市競争入札参加者心得（建設工事）

1 趣旨

この心得は、蕨市が発注する建設工事に係る契約締結について、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めるものです。入札にあたっては、この心得を承知のうえ参加してください。

2 関係法令等の遵守

- (1) 入札参加者は、地方自治法及び建設業法等の法令並びに蕨市契約規則、建設工事請負等に関する契約約款、入札及び契約関係諸規程を遵守してください。また、電子入札については、蕨市公共工事等電子入札運用基準及び同要領を熟知のうえ、入札に参加してください。
- (2) 受注者は、建設業法第22条に規定する一括下請行為に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者は、特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は知識に関し第三者が有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
ア 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
イ 下請契約を締結したときは、下請負人通知書に下請負人との契約書の写しを添えて、工事の発注者に提出しなければならない。
ウ 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市（県）内業者から選定するよう努めなければならない。
- (6) 廃棄物の処理に関する業務が伴うときは関係法令に従って適切に処理しなければならない。なお、受注者が排出事業者となる場合は求めに応じて産業廃棄物管理票を提示しなければならない。
- (7) 本市発注の工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適正な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

年度 労務単価表 単位：円（所定労働時間内、1日8時間労働当たり）

| 職 種 | 金 額 | 職 種 | 金 額 | 職 種 | 金 額 |
|-------|-----|-------|-----|------|-----|
| 特殊作業員 | | 普通作業員 | | 軽作業員 | |

| | | | | | |
|-------|--|-------|--|--------|--|
| 鉄筋工 | | 型枠工 | | 大工 | |
| 特殊運転手 | | 一般運転手 | | 交通誘導員A | |

※詳しくは埼玉県ホームページを御覧ください。

(8) 入札参加資格者が、関係法令等を遵守しない等請負者として不相当であると認められるときは、指名業者として選定することを制限する。

3 公正な入札の確保

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

4 労働災害の防止

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって特段の注意をはらわなければならない。

5 ダンプトラック等による過積載の防止

工事の施工にあたって工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

6 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事現場で使用する車両又は使用させる車両（資材、機材等の搬出入車両を含む。）のうち、ディーゼル自動車においては、埼玉県の粒子状物質排出基準を満たさない車両を運行しないこと。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用する車両又は使用させる車両（資材、機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等を使用しないこと。

8 建設リサイクル法について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事については、同法第13条の規定に基づく書面等を監督員の確認を受けたうえで契約書に綴じ込むこと。

9 建設業退職金共済組合への加入等

(1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、建設業退職金共済組合に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けなければならない。なお、1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済証紙の取扱事務要領（平成17年10月25日決裁）に従って、建設業退職金共済証紙に関する購入状況報告書及び貼付報告書等を提出しなければならない。詳細は、蕨市ホームページで確認ください。

(2) 工事請負契約を締結した受注者は、建退共支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に提示し、対象となる労働者への周知を図るものとする。

(3) 工事の一部を下請に付す場合は、下請業者に対して、この制度を説明するとと

もに、証紙を一括購入するなどの方法により、本制度の促進に努めなければならない。

10 技術者の適正な配置等

- (1) 1件の請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、建設業法第26条の規定により、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 元請者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合については、建設業法第26条の規定により、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置しなければならない。
- (3) 現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に常駐しなければならない。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- (4) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者等は、これを兼ねることができる。
- (5) 配置する技術者は、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係があり、少なくとも3ヶ月以上雇用する者でなければならない。

11 施工体系図及び施工体制台帳の取扱い

請負者は、下請契約の金額を問わず、施工体制台帳の写しを工事発注課所に提出するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置くほか、施工体系図を工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。なお、下請負人に関して、二次以下の下請契約についてもすべて記載し、契約書の写しを添付すること。

12 工事实績情報システム（CORINS）について

請負者は、受注時又は変更時の工事請負金額が500万円以上の工事については、共通仕様書等に定めるところにより、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時等に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認等を受けなければならない。

また、「工事カルテ」作成後は、インターネット等により（財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に提出するとともに、JACIC発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、登録データの提出期限は、受注時においては契約締結後10日以内、登録内容の変更時において変更が生じた日から10日以内、完了時においては完成後10日以内に行わなければならない。

13 経営事項審査の義務化について

建設業法の規定により、一定の公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられている。そのため、経営事項審査を受けていな

い業者は公共工事を元請として請け負うことが出来なくなる場合があるので、決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

14 工事成績の評定について

公共工事に対するより一層の信頼確保と建設業者の健全な発展を図るため、一定規模以上の工事については「蕨市建設工事等検査要綱」に基づき工事成績の評定を行う。なお、工事検査の評定点を公表する場合もあるので、制度の趣旨をよく理解のうえ施工に当たること。

15 社会保険等への加入について

入札参加に当たっては、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がないこと。

16 その他

工事施工に必要な諸手続き及び道路、構築物、工作物等損傷の復旧は、一切請負者の負担において行わなければならない。

蕨市競争入札参加者心得（建設関連委託）

1 趣旨

この心得は、蕨市が発注する設計・調査・測量に係る契約締結について、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めるものです。入札にあたっては、この心得を承知のうえ参加してください。

2 関係法令等の遵守

- (1) 入札参加者は、地方自治法及び建設業法等の法令並びに蕨市契約規則、委託契約約款、入札及び契約関係諸規程を遵守してください。また、電子入札については、蕨市公共工事等電子入札運用基準及び同要領を熟知のうえ、入札に参加してください。
- (2) 受注者は、委託契約約款に規定する一括下請行為に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者は、特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は知識に関し第三者が有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 入札参加資格者が、関係法令等を遵守しない等請負者として不相当であると認められるときは、指名業者として選定することを制限する。

3 公正な入札の確保

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

蕨市競争入札参加者心得（土木施設維持管理）

1 趣旨

この心得は、蕨市が発注する土木施設維持管理に係る契約締結について、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めるものです。入札にあたっては、この心得を承知のうえ参加してください。

2 関係法令等の遵守

- (1) 入札参加者は、地方自治法及び建設業法等の法令並びに蕨市契約規則、建設工事請負等に関する契約約款、入札及び契約関係諸規程を遵守してください。また、電子入札については、蕨市公共工事等電子入札運用基準及び同要領を熟知のうえ、入札に参加してください。
- (2) 入札参加資格者が、関係法令等を遵守しない等請負者として不相当であると認められるときは、指名業者として選定することを制限する。

3 公正な入札の確保

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守

- (1) 請負者は、廃棄物処理（清掃土砂）業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、収集運搬、処分について適切に処理しなければならない。
- (2) 請負者は、当該業務を他人に再委託してはならない。ただし、契約期間中に他人に委託する必要がある場合には、発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従い再委託することができる。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用し、中間処理を行った後の最終処分までの処理状況を確認、管理できるようにしなければならない。
- (4) 請負者となる者は、当該業務に関する契約書と合わせ、次の書類を提出ください。

ア 該当する種類の廃棄物に関する有効な産業廃棄物収集運搬業許可証及び処分業許可証の写し

イ 処分を他人に委託する者は、委託先との処分に関する有効な委託契約書の写し及び処分業者の処分業許可証の写し

5 労働災害の防止について

労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、特段の注意をはらわなければならない。

6 ディーゼル車排ガス規制に適合する車両の使用について

業務遂行に際しディーゼル車を使用する場合は、埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車規制適合車を使用しなければならない。

7 社会保険等への加入について

入札参加にあたっては、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がないこと。

8 その他

- (1) 業務遂行に必要な諸手続き及び道路、構築物、工作物等損傷の復旧は、一切請負者の負担において行わなければならない。
- (2) 運搬車両は、廃棄物の種類に応じた構造のものを使用し、過積載を行わないよう、また、運転中に飛散のおそれのないように注意しなければならない。

様式第9号 (第15条関係)

指名業者選定調書

| No. | 件名 | 概要 | 指名業者 | |
|-----|--------|----|---------------------|-------------|
| 1 | 設計金額 | | | |
| | | | (指名理由) | |
| | | | ①工事種別 | |
| | | | ②格付け | 発注基準による区分 |
| | | | | 上記以外で採用した区分 |
| | | | ③発注基準による区分以外を採用した理由 | |
| | ④地理的条件 | | | |
| 2 | | | | |
| | | | | |
| 3 | | | | |
| | | | | |
| 4 | | | | |
| | | | | |

様式第10号 (第36条関係)

入 札 調 書

| | | |
|-----------------|--|--|
| 契 約 番 号 | | |
| 工 事 名 | | |
| 工 事 場 所 | | |
| 入 札 日 時 | | |
| 入 札 場 所 | | |
| 入 札 執 行 者 | | |
| 立 会 人 | | |
| | | |
| | | |
| 設 計 (予 算) 金 額 | | |
| 予 定 価 格 | | |
| 最 低 制 限 価 格 | | |
| 決 定 金 額 | | |
| 落 札 者 | | |
| 開 札 立 会 人 | | |

様式第11号 (第40条関係)

事前提出事後審査型一般競争入札参加資格審査結果調書

1 審査対象事業

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工期

2 審査対象者 (落札候補者)

3 参加できる者の資格要件

4 審査内容及び結果

様式第12号（第41条関係）

蕨第 号
年 月 日

様

蕨市長 印

事前提出事後審査型一般競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった事前提出事後審査型による一般競争入札参加資格について審査した結果、下記のとおり不適合と認められたので通知します。

記

- 1 入札公告日
- 2 事業名
- 3 事業場所
- 4 不適合となった理由

(注意)

この通知書に疑義がある場合は、蕨市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱第41条第3項の規定により、この通知を受けた日から起算して2日以内（市の休日は除く。）に、書面にてその理由を問い合わせることができます。